

地区会館利用における新型コロナウイルス感染防止策の改定とお願い

令和5年2月1日

昨年は新型コロナウイルスの影響が非常に大きく、長らく緊急事態宣言やまん延防止による利用制限でご迷惑をおかけしました。ようやく、ピークは越え、日常生活も取り戻しつつある現状を踏まえて、ガイドラインの改定があります。

以下の項目をよくお読みいただき、ご利用の皆様にはご不便をかけることもありますが、どうぞ市民全体の健康を守るためにご理解いただき、踏まえてのご利用をお願いいたします。

記

《地区会館ご利用ガイドライン》

【利用者様へのお願い】

1. できる限り、人と人の距離を確保し、近距離での会話や大声を出すことを避けて下さい。
歌うこと、飲食呼気が激しくなるような運動を伴う利用は、人と人との距離の確保をお願いします。
2. 手洗いやうがいを励行し、できる限りマスクを着用するなど、ウイルスの飛沫・付着を予防にご協力下さい。
3. 発熱や咳、倦怠感などの体調不良時には施設の利用を自粛して下さい。
4. 必要時に感染追跡調査を可能とするため、連絡先の申告など連絡手段の確保に協力をお願いします。
5. 陽性者と接触した可能性がある場合には、必要時に名古屋市保健所事業所チームの実施する感染追跡調査に協力をお願いします。
6. 定期的に行う換気にご協力下さい。
7. お渡しする「地区会館利用に関する注意事項」をよくお読み頂きご利用をお願いします。

【施設が講じる措置】

1. アルコール消毒液によるドアノブやスイッチ等への消毒にご協力下さい。
2. 不特定多数が利用される貸出備品などに消毒を行いますが、消毒できない備品については会館の判断でしばらく間、貸出をしない場合があります。

【利用の制限解除について】

1. 貸施設の利用について、「定員の半分の利用とする」とした取り扱いは、令和5年6月利用受付分から廃止します。（3月初日受付より受け付けます）
2. 自由施設の利用については、感染の状況や現状の利用状況を鑑みて判断し、開放等の判断をしていきます。（令和5年2月1日現在は変更なし）

以上
南陽地区会館
館長 小倉茂和